

令和7年9月5日

組合員・利用者 各位

上伊那農業協同組合
代表理事組合長 西村 篤

農業機械運搬行為における結果のご報告について

平素より当組合の事業運営に格別なご支援・ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、当組合では、農業機械事業の運営において、組合員の皆様の依頼に基づき有償にて農業機械を運搬していた行為（販売及び修理に伴う運搬を除く）について、令和7年9月1日付で当該行為が貨物自動車運送事業法の規定に抵触する恐れがある行為として国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長より口頭による嚴重注意を受けました。これにより今回の行政処分はありませんでしたが、改めて今後一層の法令遵守に努めてまいる所存です。

組合員および利用者ほか関係する皆様方に対し、ご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当組合では、この度の指導を真摯に受け止め、今後も適正な事業運営に努めてまいる所存でございますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 上伊那農業協同組合 リスク管理部 電話 0265-96-9010
--